

千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、史跡をはじめとした文化財の活用及び普及啓発に資することを目的とする。

(貸出し条件)

第2条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、第1条の目的以外であっても、市の施策・事業に関することであればこれを認める。

- (1) 市内でイベント等を主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

2 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しは、前条の目的以外を目的とする場合は、市の施策・事業に関することに限るものとする。

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。なお、教育長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 教育長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書（様式第2号）又は千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5号 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複

しない場合で、教育長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、自ら加曽利貝塚博物館において移動式赤ちゃん休憩室を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃん休憩室に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室の使用に際し、次の掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 各備品の説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) その他教育長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 教育長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

- 2 教育長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、千葉市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。
- 3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、教育長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。
- 4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃん休憩室を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

- 2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、教育長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市町村の責任)

第11条 移動式赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書

年 月 日

千葉県教育委員会教育長

申請者 住 所

団 体 名

氏名（代表者名） (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出要綱を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
概要※	
開催期間	
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：

※イベント内容が分かるチラシ等を添付すること

様式第2号（第4条関係）

千葉市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書

年 月 日

様

千葉市教育委員会教育長

下記の条件を付して移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを承認します。

記

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
許可条件	<ol style="list-style-type: none">1. 移動式赤ちゃん休憩室の目的以外に使用してはならない。2. 使用権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。3. 許可を受けた団体は、正しい方法で監理・使用し、使用によって生じた事故については、一切の責任を負うものとする。4. 使用備品を汚損若しくは破損又は紛失したときは、直ちに教育長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。5. 期日内に返却するものとする。6. 使用者がこの許可条件に違反したときは、使用を取消・変更するものとする。

様式第3号（第4条関係）

千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書

年 月 日

様

千葉県教育委員会教育長

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを不承認とします。

記

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
審査結果	

様式第4号（第9条関係）

千葉県移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消書

年 月 日

様

千葉県教育委員会教育長

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり移動式赤ちゃん休憩室の貸出承認を取り消します。

記

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日
審査結果	